

「八代港公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書」に関する
熊 本 県 環 境 影 響 評 価 審 査 会 意 見

八代港公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書の内容を環境保全の専門的見地から検討した結果、環境影響評価に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

1 水環境

埋立用材となる浚渫土については、汚染物質が含まれていれば汚染拡散防止措置をとることが必要となる。環境保全措置として、工事着手前に汚染物質の調査を行うとともにその結果に基づき、対策について検討する必要がある。

赤潮発生等との関連から埋立地に搬入される土砂について、準備書31から32ページに記載されている水底土砂に係る判定基準に示される項目に加え、埋立土砂に含まれる全窒素及び全燐の含有量並びにほう素と有機スズ化合物については溶出量を把握する必要がある。

また、埋立期間中においては定期的に埋立地周辺海域の水質について全窒素、全燐及びほう素の状況を把握する必要がある。

2 植物

黒島で見られたイヌノフグリは、貴重種であり、県内では生育地が限られた植物である。生育環境の保全については慎重に対処する必要がある。

3 生態系

海域生態系への環境影響の予測・評価において、工事及び埋立地の造成により、海中の窒素、燐が増加し富栄養化が進むことにより、赤潮を引き起こす鞭毛藻類等の急激な増加が起こるおそれはないか十分に検討する必要がある。

4 人と自然との触れ合いの活動の場

観光漁業として活用されている黒島にあるバーベキューサイトは事業により消滅が予想されているが、代替地の確保については、関係機関と連携を図りながら長期的展望に立って検討する必要がある。

また、埋立土砂の臭気の可能性も含め予測・評価すべきか検討する必要がある。

5 事後調査

「土地又は工作物の存在における事後調査」においては、工事完了後3年間をその調査期間として計画しているが、埋立物からの溶出物質の周辺地域への影響はその期間で明らかにならない場合も考えられるので、長期調査の実施を検討する必要がある。